

## 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

### 【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。  
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」  
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」  
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが  
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、  
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。  
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう  
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席 番 号	
-------------	--

I. 次の 1. から 15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を  
（            ）内に記入しなさい。

1. 安全統括管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定し  
なければならない。（車両法施行規則第 3 2 条）

（    ×    ）

2. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定める場合、少なくとも運賃及び料金の收受並びに  
一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項を明確に定めなければならない。

（道路運送法第 1 1 条）

（    ○    ）

3. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法における運賃は、営業所の所在する  
出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

（一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法）

（    ○    ）

4. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運  
行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。

（運輸規則第 2 6 条）

（    ×    ）

5. 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令  
で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（道路運送法第 2 2 条の 2）

（    ○    ）

6. 事業者の運転者は、乗務中、運行指示書を携行しなければならない。(運輸規則第50条)  
( ○ )
7. 旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(運輸規則第36条)  
( ○ )
8. 事業者は、法令の規定による通知に従い、地方公共団体の長に対し、適正化事業の負担金を納付する義務を負う。(道路運送法第43条の15)  
( × )
9. 旅客自動車運送事業者は、主たる事務所ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)  
( × )
10. 事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。(道路運送車両法第52条)  
( ○ )
11. 旅客自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。(道路運送法第4条)  
( × )
12. 旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(運輸規則第21条)  
( ○ )
13. 事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合のみ、この限りではない。(道路運送法第10条)  
( × )
14. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が39両の場合に必要な運行管理者の選任数は2人である。(運輸規則第47条の9)  
( ○ )
15. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から一年間保存しなければならない。(運輸規則第7条の2)  
( ○ )

II. 旅客自動車運送事業の運行管理に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第24条)

旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により（ウ）を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに（コ）の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

- ・道路運送車両法の規定による（イ）又はその確認
- ・（オ）の有無
- ・疾病、疲労、（カ）その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

ア. 運行管理者	イ. 点検の実施	ウ. 点呼	エ. 事故歴	オ. 酒気帯び
カ. 睡眠不足	キ. 安全な運転	ク. 他社	ケ. 教育	コ. 事業用自動車
サ. 自動車の登録	シ. 資金不足	ス. 翌日	セ. 指示	ソ. 運行指示書

III. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、（セ）を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- ・（イ）事情に照らして著しく不適切であり、旅客の（エ）するおそれがあるものであるとき。
- ・特定の旅客に対し不当な（ス）取扱いをするものであるとき。
- ・他の事業者との間に不当な（サ）を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 条件	イ. 社会的経済的	ウ. 公共の福祉	エ. 利益を阻害	オ. 需要
カ. 違反	キ. 優先的	ク. 変更	ケ. 協議会	コ. 連携
サ. 競争	シ. 利便を向上	ス. 差別的	セ. 期限	ソ. 適合

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。（運輸規則第47条の5）

答. 三年

2. 事業者は、運送の（ ）を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。（道路運送法第14条）

答. 申込み

3. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。（道路運送法第8条）

答. 更新

4. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）間保存しなければならない。（運輸規則第3条）

答. 一年

5. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を（ ）しなければならない。（道路運送法第29条の3）

答. 公表

V. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を記入しなさい。

(道路運送法第15条)

- ① 営業区域の拡大 ( ○ )
- ② 営業所の位置の変更 ( ○ )
- ③ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 ( × )
- ④ 役員の変更 ( × )
- ⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 ( ○ )

VI. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、その記録を一年間保存しなければならないが、記録する事項に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第25条)

- ・乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び ( カ )
- ・運転を交替した場合は、その ( キ ) 及び日時
- ・旅客が ( サ )
- ・乗務員が睡眠に必要な施設で睡眠をした場合は、当該施設の ( エ )
- ・道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び ( オ )

ア. 運賃及び料金	イ. 幅員	ウ. 乗車した時間	エ. 名称及び位置	オ. 原因
カ. 乗務した距離	キ. 地点	ク. 理由及び氏名	ケ. 規模及び料金	コ. 種類
サ. 乗車した区間	シ. 計画	ス. 結果及び弁明	セ. 瞬間最高速度	ソ. 経験